

別表第1（第2条関係）

区分	公　共　的　施　設
1　建築物	(1) 学校 (2) 病院又は診療所 (3) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 (4) 集会場又は公会堂 (5) 展示場 (6) 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (7) ホテル又は旅館 (8) 事務所 (9) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (10) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (11) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、母子福祉施設、保健センターその他これらに類するもの (12) 遊技場又は体育館、水泳場、ボーリング場その他のスポーツ施設 (13) 博物館、美術館又は図書館 (14) 公衆浴場 (15) 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (16) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 (17) 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの (18) 工場 (19) 自動車の停留又は駐車のための施設 (20) 公衆便所 (21) 火葬場 (22) 神社、寺院又は教会その他これらに類するもの (23) 地下街その他これに類するもの
2　公共交通機関の施設	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する施設で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
3　道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみの交通の用に供する道路を除く。）
4　公園	(1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園 (2) 遊園地、動物園、植物園その他これらに類するもの
5　路外駐車場	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場で建築物以外のもの（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるものを除く。）